

県民の皆様へ

〔特措法第31条の6第2項に基づくもの〕

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する必要がある場合にも、混雑した場所や感染リスクが高い場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査を受検すること

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ワクチンの接種を受けること